

第3次青少年健全育成計画について

1 計画期間の変更

東御市青少年健全育成条例第8条の規定による「第2次青少年健全育成計画」（現行計画）の計画期間を次のとおり変更いたしました。

第2次計画（現行計画） 【変更前】平成30年度から令和4年度までの5年間

【変更後】平成30年度から令和5年度までの6年間

これにより、「第3次青少年健全育成計画」（次期計画）については、令和6年度からの5年間を計画期間として、令和5年度から策定作業に着手してまいります。

2 変更の理由

関連する上位計画と施策の整合等を図るため、計画期間を見直します。

- (1) 長野県子ども・若者支援総合計画（現行:平成30年度から令和4年度までの5年間）
- (2) 第2次東御市総合計画後期基本計画（現行:平成31年度から令和5年度までの5年間）

3 その他

当該計画期間の変更については、東御市青少年健全育成条例第26条の規定により設置する「東御市青少年健全育成審議会」において既に承認されています。